

## 第13章

### 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

## 第13章 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

### 概 況

水道事業等に関する認可、指導監督等に係る事務については、それらの規模等に応じて厚生労働大臣または都道府県知事が行うこととされている。

一方、専用水道の確認や指導監督、簡易専用水道の指導監督等の事務については、市においては市長、町村においては都道府県知事が行うこととされている。

当市の専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況及び専用水道の届出・立入状況は、それぞれ表13-1及び表13-2のとおりである。

**表13-1 専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況(令和5年3月31日現在)**

種類	設置数(件)
専用水道	13
貯水槽水道	1,232
簡易専用水道	348
小規模貯水槽水道	884
飲用井戸	423

**表13-2 専用水道の届出・立入状況**

届出・立入内容	件数
確認申請書	0
水道技術管理者設置・変更届	4
給水開始届	0
記載事項変更届	0
廃止届	0
立入調査	13
給水開始前現地確認	0